第146回大規模小売店舗立地審議会 議事要旨

1 日時・場所

平成25年9月9日(月)10:00~12:00 県庁10階 特1会議室

2 出席者

(1)委員

柳瀬会長、伊藤委員、大枝委員、本間委員、久保委員、 高田委員、川添委員、渡邉委員、北澤委員

(2) 事務局

商工部中小企業振興課

3 審議事項

- (1)「(仮称)スーパーセンタートライアル上津店」の新設届出
- (2)「(仮称)ダイレックス新宗像店」の新設届出
- (3)「(仮称) テックランドうきは店」の新設届出
- (4)「(仮称)ダイレックス飯塚店」の新設届出
- (5)「(仮称) 春日PJ第6工区計画」の新設届出
- (6)「(仮称) ドラッグコスモス合川店」の新設届出
- (7)「(仮称) イオン小郡ショッピングセンター」の新設届出
- (8)「(仮称)ドラッグコスモス鞍手店」の新設届出

4 議事要旨

(1)「(仮称)スーパーセンタートライアル上津店」の新設届出について、事務局から届出及び前回審議の概要、質問事項の回答を説明後、店舗の周辺地域における生活環境の保持の観点から2回目の審議を行った。

施設の配置及び運営方法について、適正な配慮がなされているものと認め、当該届出について大規模小売店舗立地法第8条第4項の意見はなし、として答申することとした。

- (2)「(仮称) ダイレックス新宗像店」の新設届出について、事務局から届出及び前回審議の概要 を説明後、店舗の周辺地域における生活環境の保持の観点から2回目の審議を行った。 施設の配置及び運営方法について、適正な配慮がなされているものと認め、当該届出につい て大規模小売店舗立地法第8条第4項の意見はなし、として答申することとした。
- (3)「(仮称)テックランドうきは店」の新設届出について、事務局から届出及び前回審議の概要 を説明後、店舗の周辺地域における生活環境の保持の観点から2回目の審議を行った。 施設の配置及び運営方法について、適正な配慮がなされているものと認め、当該届出につい て大規模小売店舗立地法第8条第4項の意見はなし、として答申することとした。
- (4)「(仮称)ダイレックス飯塚店」の新設届出について、事務局から届出及び前回審議の概要、 質問事項の回答を説明後、店舗の周辺地域における生活環境の保持の観点から2回目の審議を 行った。

施設の配置及び運営方法について、適正な配慮がなされているものと認め、当該届出について大規模小売店舗立地法第8条第4項の意見はなし、として答申することとした。

(5)「(仮称) 春日PJ第6工区計画」の新設届出について、事務局から届出の概要を説明後、店舗の周辺地域における生活環境の保持の観点から1回目の審議を行った。

委員から騒音に対する対応策について質問があり、事務局が設置者に確認することとなった。 次回審議会において引き続き審議を行うこととした。

- (6)「(仮称) ドラッグコスモス合川店」の新設届出について、事務局から届出の概要を説明後、店舗の周辺地域における生活環境の保持の観点から1回目の審議を行った。 委員から出口付近の騒音及び排ガスについて質問があり、事務局が設置者に確認することとなった。
- (7)「(仮称) イオン小郡ショッピングセンター」の新設届出について、事務局から届出の概要を 説明後、店舗の周辺地域における生活環境の保持の観点から1回目の審議を行った。

委員から大保地区地区計画に基づく計画内容について質問があり、事務局が設置者に確認することとなった。

次回審議会において引き続き審議を行うこととした。

(8)「(仮称)ドラッグコスモス鞍手店」の新設届出について、事務局から届出の概要を説明後、 店舗の周辺地域における生活環境の保持の観点から1回目の審議を行った。

委員から駐車場内にある仕切りについて質問があり、事務局が設置者に確認することとなっ た。

次回審議会において引き続き審議を行うこととした。